

小平市国民健康保険条例の一部改正（税率改定）について

1 背景

国民健康保険においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られている。

都道府県は各都道府県内の医療費等を推計し、その保険給付に充てるための国保事業費納付金（以下、「納付金」という。）の額を決定し、また納付金を納めるために必要な標準保険料率を算定して各市町村に通知する。

市町村は、納付金を納めるための国保料（税）として被保険者から徴収し、都道府県へ納付する義務を負う。

国民健康保険税については、この納付金の支払いに充てることになり、また国保税率は標準保険料率を参考にして市が決定することになっている。

2 標準保険料率の意義

都道府県が区市町村ごとに算定するもので、都道府県が提示した標準保険料率どおりに保険料率を設定すれば国民健康保険事業費納付金を全額賄える仕組みである。

都道府県化統一の算定基準による標準保険料が示されることで、各区市町村は他市との比較も含め、市町村ごとのあるべき保険料率を把握することで、市民の保険税負担の見える化が図られ、算定にあたっては、都道府県内の年齢構成や所得水準、医療費水準、収納率が反映される。

各区市町村は、この標準保険料率を参考に（かい離を把握しながら）、段階的、計画的な赤字の解消に向けて自治体の状況に応じた実際の保険料率を決定していくこととなる。

3 現行の税率と標準保険料率とのかい離について

小平市における現行の税率

区 分	所得割額	均等割額
医療保険分	5.68% (62.9)	25,700 円 (37.1)
後期高齢者支援金分	2.08% (57.2)	11,600 円 (42.8)
介護保険分	1.61% (50.0)	15,300 円 (50.0)

※ () は所得割額の按分率(応能)と均等割額(応益)の比重割合

東京都から示された標準保険料率

区 分	所得割額	均等割額
医療保険分	6.53% (56.1)	38,377 円 (43.9)
後期高齢者支援金分	2.46% (55.7)	14,095 円 (44.3)
介護保険分	2.51% (54.5)	18,349 円 (45.5)

保険税率を標準保険料率に改定した場合の影響

区 分	改定率	調定額(増額分)
医療保険分	20.50%	492,084 千円
後期高齢者支援金分	14.05%	129,506 千円
介護保険分	26.01%	91,345 千円
合計	19.41%	712,935 千円

※改定を必要とする額は、調定額ベースで約7億1,300万円である。

4 改定理由

国民健康保険税は、一般会計からの法定外の繰入れ(以下、「法定外繰入れ」という。)によって財政運営を維持しているのが現状であり、令和2年度決算の法定外繰入れの総額は約10億1,044万円である。

国において求められている国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)では、原則6年で法定外繰入れの赤字を削減する計画とされているが、市においては、赤字削減の対応における税率改定が、被保険者に対する急激な負担とならないよう令和2年度からの15年間で解消する国保財政健全化計画としていることから、令和4年度から、向こう2か年に必要な税率改定を行う。

5 税率改定の基本的考え方

国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）に沿って、法定外繰入れを令和4年度に国民健康保険事業運営基金の取り崩しとともに1億2,400万円、令和5年度に2,200万円の赤字解消を考える。

今後、概ね3.05%の改定率で2年に1度、7回の税率改定を行うと、残り13年（解消目標年度：令和16年度）で赤字を解消することができる。

6 国民健康保険条例の一部改定（案）

（1）基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）に係る改定後の税率を次のとおりとする。

医療保険分

	令和4年度	現行
所得割額	6.03%	5.68%
均等割額	26,000円	25,700円

後期高齢者支援金分

	令和4年度	現行
所得割額	2.27%	2.08%
均等割額	12,900円	11,600円

介護保険分

	令和4年度	現行
所得割額	1.90%	1.61%
均等割額	16,800円	15,300円

（2）施行期日及び適用の時期

施行期日 令和4年4月1日

令和4年度分の国民健康保険税から適用する。